

1. 教員を目指すあなたに必要なことは？	10-2
1.1 取得できる免許状の種類と教科.....	10-2
1.2 教員免許取得の基本要件.....	10-3
1.3 免許状の授与要件・科目と修得単位.....	10-3
1.4 教職課程の履修方法.....	10-3
1.5 介護等体験・教育実習.....	10-5
1.6 年間のスケジュールと学年ごとの課題について.....	10-6
1.7 履修上の留意点.....	10-7
1.8 サポート体制.....	10-7
2. 教職課程 開講科目表	10-8
表Ⅰ.....	10-8
表Ⅱ.....	10-8
表Ⅲ.....	10-9
◇国語科の場合.....	10-9
◇英語科の場合.....	10-10

1. 教員を目指すあなたに必要なことは？

中学校や高等学校の教育職員(教員)を目指すには、教育職員免許法に基づく資格(教員免許)の取得が必要です。本学ではそのために「教職課程」を設け、中学校および高等学校の国語科または英語科の教員免許の取得を可能にしています。

教職は尊い使命を帯びた専門性の高い職業です。その資格を取得するには4年間に渡る様々な学習と体験の蓄積が求められます。その意味と責任を十分に理解して履修に臨んでいただくために、ここでは、取得できる免許の種類と教科及び免許取得の基本要件、そして免許取得までに必要な課題や留意点等を説明します。

1.1 取得できる免許状の種類と教科

恵泉女学園大学の教職課程で教員免許を取得できる教科は、中学校及び高等学校の国語または英語です。所属している学部・学科に応じて以下の表のようになります。

恵泉女学園大学で取得できる教員免許

		中学校一種 高等学校一種 国語科	中学校一種 高等学校一種 英語科
人文学部	日本語日本文化学科	◎	▲
	英語コミュニケーション学科	▲	◎
人間社会学部	国際社会学科	▲	○
	社会園芸学科	▲	○

◎……取得が可能。

○……取得が可能だが履修上の工夫が必要。詳細については、必ず教職課程ガイダンスに出席して、相談や確認を行ってください。

▲……カリキュラムの都合上、4年間での取得はできません。

1.2 教員免許取得の基本要件

免許を取得するためには、次の4つの要件を満たす必要があります。

- ① 基礎資格として学士の資格を有する。
- ② 教職や教科に関する専門科目について、所定の単位を取得する。
- ③ 社会福祉施設や特別支援学校で、7日間の介護等体験を行う。
- ④ 中学校または高等学校で教育実習を3週間行う。

1.3 免許状の授与要件・科目と修得単位

免許状取得のためには「基礎資格(基本要件)」を有し、「文部科学省令に定める科目(教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目)」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、および「大学が独自に設定する科目」について所定の単位を修得しなくてはなりません。

(表1) 修得単位表(太字は本学課程で定めた単位数)

	授与要件・科目	中学校一種	高等学校一種
		基礎資格	学士の資格を有すること
A	共通科目の中の教職必修科目 (免許法施行規則第66条の6に定める科目)	日本国憲法： 2単位 (「日本国憲法」) 体育・学外体育： 2単位 (実技に限る) 外国語コミュニケーション： 8単位 (「英語Ⅰ～Ⅳ」) 情報機器の操作： 2単位 (「ITスキルⅠ、Ⅱ」)	
B	教職に関する科目 (教育の基礎的理解に関する科目等)	30単位 (法定単位数27単位)	30単位 (法定単位数23単位)
C	教科に関する科目 (教科及び教科の指導法に関する科目)	国語科30単位、英語科32単位 (法定単位数28単位)	国語科30単位、英語科32単位 (法定単位数24単位)
	合計(B+C)	国語科60単位、英語科62単位	

1.4 教職課程の履修方法

- (1) 共通科目の中の教職必修科目(免許法施行規則第66条の6に定める科目)(1.3表1 A)
免許法施行規則に定める科目区分「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」に含まれる科目をすべて履修すること。

ア. 必修科目

「日本国憲法」「体育※」「学外体育※」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英語Ⅲ」「英語Ⅳ」「ITスキルⅠ」「ITスキルⅡ」
※「体育」と「学外体育」から1単位の実技科目を2科目以上履修すること。

- (2) 教職に関する科目(教育の基礎的理解に関する科目等)(1.3表1 B)

免許法施行規則に定める科目区分「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実習に関する科目」に含まれる科目すべてを履修すること。

ア. 必修科目

「教育原理」「教育概論」「教育制度論」「発達心理学」「特別支援教育」「道徳教育の指導法」※ 「総合的な学習・特別活動の指導法(教育課程論を含む)」「教育方法論(ICT活動含む)」「生徒指導論」「教育相談」「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「スクールインターンシップ」「教育実践演習(中・高)」
※「道徳教育の指導法」は中学校1種免許状を取得する場合に必修である。

高等学校1種免許状取得希望者が、「道德教育の指導法」の単位を修得した場合は、高等学校1種免許状に対する「大学が独自に設定する科目」の単位として取り扱う。

(3) 教科に関する科目(教科及び教科の指導法に関する科目)(1.3 表1 C)

免許法施行規則に定める科目区分「教科及び教科の指導法に関する科目」は、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」に分かれており、所要単位は、(表1)修得単位表に従って計画的に修得すること。なお、免許法施行規則上の最低修得単位を越えて修得した場合は「大学が独自に設定する科目」の単位として加算できる。

ア. 教科に関する専門的事項

- ① 必修科目(必修科目及び選択必修科目)は、教科別に免許法施行規則の科目区分ごとに定められている。選択科目については、科目区分に関係なく修得できる。
- ② 必修科目・選択必修科目と選択科目の区分については、(2.表Ⅲ)開講科目表に明記している。開講科目表に示す「修得すべき単位数合計」以上になるよう修得方法にしたがって修得すること。
- ③ 開講科目表に定められた単位数を越えて修得した選択必修科目の単位は、選択科目の単位数として加算できる。

イ. 各教科の指導法

「各教科の指導法」(教科教育法)は、取得しようとする免許教科ごとに修得する必要がある。

○ 中学校・高等学校

該当する教科の「国語科(もしくは英語科)指導法Ⅰ」、「国語科(もしくは英語科)指導法Ⅱ」、「国語科(もしくは英語科)指導法Ⅲ」および「国語科(もしくは英語科)指導法Ⅳ」計4科目8単位

(4) 介護等体験(3年次7日間)

社会施設等で5日間、特別支援教育諸学校で2日間、合計7日間の実習を行う。

詳細は1.5(1)参照

(5) 教育実習(4年次春学期)

ア. 「教育実習Ⅱ」履修条件

- ① 3年次秋学期終了時まで以下記科目の単位をすべて修得していること。
「教育原理」「教職概論」「教育制度論」「特別支援教育」「教育相談」「教科指導法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「教育実習Ⅰ」
- ② 必修科目の単位をすべて修得していること。
- ③ 教育実習校自己開拓により、3年次秋までに実習校から受入れの内諾を得ていること。

詳細は1.5(2)参照

1.5 介護等体験・教育実習

(1) 介護等体験

- ア. 対象学年：3年次以上
- イ. 体験期間及び公認欠席(公欠)について
社会福祉施設等で5日間、特別支援教育諸学校(盲、聾、養護学校)で2日間、計7日間。
日程により授業を欠席する場合は、開始前に教務課にて手続きのうえ、「欠席届」を授業担当教員に提出することで公認欠席扱いとする。
- ウ. 体験の内容例
障がいを持つ人、高齢者等との交流(例：施設、学校の行事やサークル活動の手伝い等)、
介護や介助、また掃除、洗濯等の施設業務の手伝い等。
- エ. 体験に関する窓口および体験先：大学(個人交渉での体験は教員免許状取得要件の介護等体験とは認定されない)。
体験実施先：大学の指定する施設
- オ. 体験日程：8月～12月(予定)(体験日決定後の変更はできない)
- カ. 大学での事前指導
オリエンテーション及び事前学習は主に「特別支援教育」の授業で数回に渡り行う。
- キ. 体験及び3年次の授業に係わる費用と納入方法
社会福祉施設体験費、介護体験学生保険料、「フィリア」他テキスト(2冊)、教職ライブラリー図書等、および教育実習事前指導にかかる費用と共に、教職課程費として、3年次教職課程履修登録の際に大学に納入する。
* 施設等へ通う際の交通費や施設で給食を摂る場合の費用は自己負担。
(一旦納入された教職課程費は理由の如何にかかわらず返還できない)
- ク. 体験証明書の取得と保管
体験終了後に発行される「介護等体験証明書」は、大学より体験先施設または学校に発行の申請を行う。発行後は、4年次の免許状申請時まで大学で保管する。

(2) 教育実習

(3) 「教育実習Ⅱ」履修条件

- ①3年次秋学期終了時まで以下記科目の単位をすべて修得していること。
「教育原理」「教職概論」「教育制度論」「特別支援教育」「教育相談」「教科指導法Ⅰ～Ⅳ」「教育実習Ⅰ」
- ②必修科目の単位をすべて修得していること。
- ③教育実習校自己開拓により、3年次秋までに実習校から受入れの内諾を得ていること。

(4) 実習先の開拓

2年次春休みに、手紙・電話・訪問等により教育実習校を開拓する。

ウ. 教職課程本登録(3年次4月)

3年次4月に実施するガイダンスに出席し、本登録を行う。

教職課程費は、2年次より毎年別途徴収する。

(一旦納入された教職課程費は理由の如何にかかわらず返還できない)

エ. 教育実習の時期および公認欠席(公欠)について

4年次5月、6月に3週間実施する。

日程により授業を欠席する場合は、開始前に教務課にて手続きのうえ、「欠席届」を授業担当教員に提出することで公認欠席扱いとする。

1.6 年間のスケジュールと学年ごとの課題について

教員免許を取得するには、1年次から4年次までの各学年で達成すべき課題が用意されています。これらは、あなたが「教えられる立場」から「教える立場」に無理なく移行することを助け、豊かな資質と技能が更に磨かれるようにと準備されたカリキュラムです。目標達成に向かって、一つひとつの課題に熱心に取り組んでください。また、教員をめざす人は以下の道のりをたどりながら地域の学校などで積極的にボランティア活動を行い、教師としての経験を豊かにすることが必要です。

学年・学期		主な流れ	重要な提出期限
1年次	4月	共通科目の中の教職必修科目の履修を開始。 (積極的に履修する)	英語科は英検2級、国語科は漢検2級合格に向けた勉強を始めよう。 2年次11月までの合格期限内に間に合うよう、検定試験のスケジュールを調べ、1年次から積極的に受験しよう。
	6月	教職課程ガイダンスに出席する。	
	1月	2年次に向けたガイダンスがあるので出席する。	
教職課程予備登録 2年次	4月	ガイダンスに出席し、教職課程に予備登録する。 教職課程費を納入する。 ^(注2) 教職に関する科目と教科に関する科目の履修を開始する。 (「教育原理」「教職概論」「教科指導法」「スクールインターンシップ」は必ず2年次で履修すること)	〆5月 必読図書レポート提出 教職についての具体的なイメージを持てるようにしよう。 教員採用試験対策(情報収集等)も始めよう。 〆11月 課題達成報告書提出 ① ボランティア体験報告、 ② 選択図書レポート、③英検2級 ^(注1) あるいは漢検2級の合格証コピー)
	1月	ガイダンス出席	
	△教職課程本登録への要件：指定期日までの検定試験合格(英語科は英検2級、国語科は漢検2級)など、2年次課題がクリアできていること。		
3年次	2年次 春休み	教育実習校自己開拓(手紙・電話・訪問)	自分で授業の計画を練り、実際に実践してみる模擬授業が始まります。教育実習に向けて、地域の学校でのボランティア活動にも積極的に参加しよう。教員採用試験対策に励もう。
	4月	ガイダンスに出席し教職課程に本登録する。 教職課程費を納入する。 ^(注2)	
	夏休み～	介護等体験(社会福祉施設と特別支援学校で計7日)	
教職課程本登録 4年次	△4年次「教育実習Ⅱ」の履修要件： ①3年次学期終了時まで次の単位をすべて取得していること。 「教育原理」「教職概論」「教育制度論」「特別支援教育」「教育相談」「教科指導法Ⅰ～Ⅳ」「教育実習Ⅰ」 ②必修科目の単位をすべて修得していること。 ③実習校自己開拓によって、3年次秋までに実習校から受け入れの内諾を得ていること。		4月：教育実習校訪問 5、6月：教育実習(3週間) 7月～：教員採用試験受験(公立) 〆8月 教員採用試験受験報告書提出
	4月	ガイダンスに出席する。 教職課程費を納入する。 ^(注2)	
	9月	免許状申請手続きのため、発行手数料(6,600円)を納入する。	
	3月	免許状授与式・免許状取得卒業	

(注1)英語科は英検2級他、TOEIC500点、TOEFL450点、でも可。

(注2)一旦納入された教職課程費はどのような理由でも返金できません。

1.7 履修上の留意点

教職課程を履修すると卒業要件以外の必修単位が32単位増えます。しかも介護等体験(3年次7日間)や教育実習(4年次3週間)への参加により、大学の授業を長期欠席することも多くなります。そのため、より積極的な態度で大学生活に臨むことが重要です。特に他学科履修の学生が教職課程に取り組む場合、卒業と同時に免許を取得するためには、教職必修科目を優先して履修するなどの工夫が必要です。免許科目によっては4年以上かかることが見込まれます。その場合は科目等履修生として卒業後に必要単位のみを取るようになります。以下は順調な履修のための基本的な心構えです。

- ①教職課程掲示板や@Kを見て、連絡事項がないかを常にチェックする。
- ②ガイダンスや教職課程の授業には**必ず出席**し、課題や書類の**提出期限**を守る。
- ③履修に関して不明な点があれば、教務課や教職課程教員に早目に相談する。

1.8 サポート体制

①教員採用試験対策講座

4年生対象採用試験対策講座として、「論作文・面接」講座が用意されている。

②教職ライブラリー

教職ライブラリー(F201室)には、中学校・高等学校の国語・英語の教科書や指導書、学習指導要領などを中心に教職関連図書や教員採用試験情報誌などが設置されている。蔵書類の室外への持ち出しはできないが、教材作成目的であれば教務課にてコピーが可能。

③教職課程運営委員会

担当教職員が教職課程の手続きや進路に関する質問はじめ、漢字検定、英語検定の勉強方法などについて相談を受け付けている。

2. 教職課程 開講科目表

表 I

【共通科目の中の教職必修科目】

	免許法施行規則に定める科目区分 (法定単位数)	本学開講科目	単 位	開 講 期	日 時	配当学年				備 考
						1	2	3	4	
第66条の6に定める科目	日本国憲法 (2)	日本国憲法	2			○	○	○	○	
	体育 (2)	体育	1			○	○			1単位の美技科目(キャンパススキー、エアロビクス、太極拳、救急法)を2科目以上履修
		学外体育	1							
	外国語コミュニケーション (2)	英語 I	2			○				必修科目
		英語 II	2			○				
		英語 III	2				○			
		英語 IV	2					○		
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 (2)	ITスキル I	1			○				必修科目
		ITスキル II	1			○				
	(法定単位) 中・高免とも 8 単位		中免・高免とも14単位							

表 II

【教育の基礎的理解に関する科目等】

	免許法施行規則に定める科目区分(法定単位)	本学開講科目	単 位	開 講 期	日 時	配当学年				備 考
						1	2	3	4	
教育の基礎的理解に関する科目 (中免10、高免10)	教育原理※		2			○	○			2年次に履修
	教職概論		2			○	○			2年次に履修
	教育制度論※		2			○	○	○		
	発達心理学※		2			○	○	○		
	特別支援教育		2					○		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (中免10、高免8)	道徳教育の指導法		2			○	○	○		中免のみ
	総合的な学習・特別活動の指導法 (教育課程論を含む)		2			○	○	○		
	教育方法論 (ICT活用含む)		2			○	○			
	生徒指導論		2			○	○			
	教育相談		2			○	○	○		
教育実践に関する科目 (中免7、高免5)	進路指導論		2			○	○			
	教育実習 I		2					○		3年次に履修
	教育実習 II		3					○		
	スクールインターンシップ		1			○				2年次に履修
(法定最低修得単位) 中免27単位 高免23単位	中免・高免とも30単位修得									

※印：卒業に必要な単位に含まれる。教育の基礎的理解に関する科目等のうち、※以外の科目は履修上限を超えて履修することができる。

表Ⅲ

【教科及び教科の指導法に関する科目】

◇国語科の場合

本学では原則として中・高免許状を同時取得する。法定最低修得単位数は28単位であるが、本学では下記科目の中から30単位以上修得しなければならない。

●は教職必修 ★一般的包括的な内容を含む科目

免許法施行規則に定める 科目区分(法定単位数)	必要 単位数	本学開講科目	単 位	開 講 期	日 時	配当年次				備 考
						1	2	3	4	
国語学 (音声言語及び文章 表現に関するものを 含む)	8以上	●言語学入門	2			○	○			
		●日本語学入門	2			○	○			
		●日本語文法	2			○				
		日本文化基礎Ⅶ(文芸創作)	2				○			
		日本文化基礎Ⅷ(文芸創作)	2				○			これらより
		日本文化特講Ⅲ(文学研究)	2					○	○	2単位以上選択必修
		日本文化特講Ⅸ(日本の演芸)	2					○	○	
国文学 (国文学史を含む)	6以上	●日本文化基礎Ⅰ (古典文学史)	2			○	○			
		●日本文化基礎Ⅱ (近代文学史)	2			○	○			
		日本文化基礎Ⅲ(古典文学)	2			○	○			これらより
		日本文化基礎Ⅳ(古典文学)	2			○	○			2単位以上選択必修
		日本文化基礎Ⅴ(近現代文学)	2			○	○			
		日本文化基礎Ⅵ(近現代文学)	2			○	○			
漢文学	4	●漢文Ⅰ	2				○			
		●漢文Ⅱ	2				○			
書道 (書写を中心とする)	4	●書道Ⅰ	2				○			[中免のみ]
		●書道Ⅱ	2				○			
各教科の指導法(情報通 信技術の活用を含む。) (中免8単位、高免4単位)	8	●国語科指導法Ⅰ	2			○				★
		●国語科指導法Ⅱ	2				○			★
		●国語科指導法Ⅲ	2					○		★
		●国語科指導法Ⅳ	2						○	★
(法定最低修得単位) 中免28単位 高免24単位		中免・高免とも30単位以上修得								

◇英語科の場合

本学では原則として中・高免許状を同時取得する。法定最低修得単位数は28単位であるが、本学では下記科目の中から32単位以上修得しなければならない。

●は教職必修 ★一般的包括的な内容を含む科目 ※の科目より2単位以上選択必修

免許法施行規則に定める科目区分	必要単位数	本学開講科目	単位	開学期	日時	配当年次				備考
						1	2	3	4	
英語学	6	●英語学	2			○	○			★
		●英語音声学	2			○	○			★
		●Communicative Grammar	2				○			★
英語文学	6以上	●英米文学研究Ⅰ(英米文学史)	2			○	○			
		●英米文学研究Ⅱ(英米文学とジェンダー)	2			○	○			
		英米児童文学	2				○			※
		●World Literature in English	2					○	○	★
英語コミュニケーション	6	●英語コミュニケーション基礎Ⅰ(言語)	2			○	○			★
		●Talks and Presentation	2				○			★
		●Academic Reading and Writing	2				○			★
異文化理解	4以上	●異文化コミュニケーション	2			○	○			★
		●英語コミュニケーション基礎Ⅱ(歴史・文化)	2			○	○			★
		比較文化論Ⅱ	2				○			※
		英語圏の歴史と文化	2				○			※
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。) [中免8単位、高免4単位]	8	●英語科指導法Ⅰ	2			○				★
		●英語科指導法Ⅱ	2					○		★
		●英語科指導法Ⅲ	2					○		★
		●英語科指導法Ⅳ	2					○		★
(法定最低修得単位) 中免28単位 高免24単位		中免・高免とも32単位以上修得								